

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

平成22年 3月23日

水防組合条例第 5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項は、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)を準用する。

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。
- 2 職員の勤務時間に関する条例(昭和39年条例第5号)は、廃止する。